

誰もが利用できる図書館を目指して — 障害者サービスの過去・現在・そして未来 —

【基調報告】

障害者サービスこの1年

杉田正幸（大阪府立中央図書館，日本図書館協会障害者サービス委員会関西小委員会委員長，日本図書館協会認定司書第1138号）

1. この1年の日本図書館協会障害者サービス委員会の主催事業

- (1) 複合研修会「改正著作権法セミナー」（2019年2月，東京・大阪）
- (2) 複合研修会「図書館実践シリーズ 図書館利用に障害のある人々へのサービス 印刷版・電子版刊行記念セミナー」（2019年2月，東京・大阪）
- (3) 2019年度障害者サービス担当職員養成講座（基礎コース・中級）（2019年6月，東京）
- (4) 令和元年度 障害者サービス担当職員向け講座（2019年10月，講義は国立国会図書館関西館，実習は日本図書館協会障害者サービス委員会が担当）
- (5) 音訳者・音訳ボランティアのための著作権セミナー（2019年12月13日・東京，2020年2月21日・大阪）

2. JLA 図書館実践シリーズ『図書館利用に障害のある人々へのサービス』アクセシブルなEPUB版（ダウンロード版・メディア版）の刊行 ダウンロード版2019年11月，メディア版2019年2月発売

- (1) DRM（デジタルコンテンツの著作権を保護するために，その利用や複製などを制限する技術）をかけていない（機器やソフトに関係なくEPUB閲覧環境があれば利用可能，音声読み上げや画面拡大・点字表示が可能）
- (2) 視覚障害者もわかるよう，図や写真には代替テキストで説明がついている
- (3) 原本のページ情報をつけているので，読みたいページに簡単にジャンプできる

3. 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号） 2019年1月1日施行

(1) 障害者の範囲の拡大→肢体不自由等を含め，障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象（既に2010年2月の「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にて明記）

(2) 新たにメール送信等も対象→貸出，公衆送信，譲渡→公衆送信は従来の自動公衆送信に加えて，メール添付による送付など個別の配信を認めるもの。

(3) 権利者の許諾なく行える団体等について，適切な体制を有するボランティア団体等を広く対象に含める（文化庁長官が個別に指定する者に加え，文化庁長官の指定を受けずとも一定の要件を満たす者）

(4) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を2019年11月に日本図書館協会ホームページで公開

4. 盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

- (1) マラケシュ条約の締結が国会において承認（2018年4月25日）
- (2) 日本はマラケシュ条約の加入書をWIPO事務局長に寄託（2018年10月1日）
- (3) 公布及び告示（条約第10号及び外務省告示第304号）（2019年10月2日）
- (4) 本条約が日本で効力を生ずることとなる（2019年1月1日）
- (5) マラケシュ条約：視覚障害者等による発行された著作物の利用を促進するため，[1]視覚障害者等のための著作権の制限及び例外を設定するとともに，[2]当該制限及び例外を適用することにより作成された著作物の複製物を本条約の締約国間で交換する体制を整備するもの
- (6) 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換についての国内外の窓口機能として中心的な役割を果たす機関を国立国会図書館及び特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会とする
- (7) 国立国会図書館 外国の視覚障害者等への視覚障

害者等用データ送信サービスを開始（2019年10月）

5. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第49号）

2019年6月28日公布・施行

（1）概要

・視覚障害者等＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

・障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施

・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

（2）基本的施策

（A）視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

（B）インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

（C）特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

（D）視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）

（E）外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備（第13条関係）

（F）端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援（第14条関係）

（G）情報通信技術の習得支援（第15条関係）

（H）研究開発の推進等（第16条関係）

（I）人材の育成等（第17条関係）

（3）国の基本計画：2019年10月の関係省庁等会議で基本計画骨子案を提示、2019年11月に関係者協議会で有識者・団体からの意見聴取、その後に取りまとめ、2020年2月にパブリックコメント、2020年3月に基本計画公表予定

6. 令和2年度文部科学省概算要求で「図書館における障害者利用の促進」を新規に計上。

http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420668.htm

（1）障害者サービス検討委員会の設置等 8,628千円
視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学

図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

（2）職員・ボランティア等の支援人材、ピアサポート人材の育成 6,125千円

図書館職員・ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用 방법에習熟するための研修等を行う。また、障害者の図書館職員（ピアサポート人材）の育成や環境の整備を行う。

※研修のための講師の謝金や指導資料の作成経費であり、研修を受けた者を雇用する場合には地方交付税を活用する。

（3）先進的な障害者サービス等に関するシンポジウム 7,805千円

図書館における障害者サービスの先進的な事例発表などを行うとともに、図書館を利用する障害者の理解促進を図るシンポジウムを開催する。

上記に加え、令和2年度地方財政措置追加要望（調整中）

・都道府県立図書館に障害者サービス担当職員1名を置くための経費を要求（都道府県立図書館が核となった視覚障害者支援を構築）

・都道府県立、市町村図書館で活動する読書支援員の謝金（対面朗読・音訳者、点字作成者）を要求

・都道府県立・市町村立図書館のサピエ図書館の年間使用料を要求

・都道府県立・市町村立図書館のデイジー再生機などの費用

7. 公共図書館の障害者雇用の動き

（1）長年勤務した視覚障害職員の退職の後に引き続き視覚障害者の職員を採用したサービスの継続を求める運動（なごや会（公共図書館で働く視覚障害職員の会）なども関わる）

・名古屋市：平成31年度身体障害者を対象とした名古屋市職員（司書）の採用選考

・埼玉県点字司書採用選考

（2）2018年に発覚した国や地方公共団体のなどによる、障害者雇用率の水増し問題

・平成31年度国立国会図書館障害者選考採用で一定の実務経験や調査・研究経験に基づき、国立国会図書館業務に従事する職員（係長級）に5名の障害者が合格

・千葉県、神奈川県、岡山市などが障害者を対称とした

司書の採用試験を実施

平成26年より、20点に拡大

8. 公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会）

結成30周年

(1) 国立国会図書館の視覚障害職員採用に関する要望や名古屋市に対しての鶴舞中央図書館に対しての視覚障害者の採用要望（2018年9月から10月）

(2) 視覚障害者のための電子書籍のアクセシビリティ基準（2019年3月）

(3) なごや会 会報第50号（結成30周年記念号）をホームページで公開（2019年9月）

(4) なごや会発足30周年記念イベント 誰もが使える未来の図書館～公共図書館に「障害者サービス」がなくなる日を考える（2019年10月）

②サピエ図書館の活用

資料のダウンロード（点字図書・録音図書）、資料のアップロード（点字図書）

平成22年より実施

③国立国会図書館との連携

録音図書のデータ登録

平成26年より実施

3 点訳・音訳ボランティアの養成

①養成講座での当事者の立場からの発言

「視覚障害→情報障害」であることを認識する障害者の個別ニーズの把握

【基調講演】

名古屋市図書館における視覚障害者等へのサービスと視覚障害職員としての仕事

大塚強（名古屋市鶴舞中央図書館）

4 対面読書

①名古屋市図書館全館で実施

②「対面朗読」→「対面読書」

平成6年に名称変更

③規則変更

館則第2条(2) 図書館資料の館内供用(対面読書を含む。)

平成11年4月改正

④デジタル録音機

DR1・PTR2を全館に配備

I 鶴舞中央図書館におけるサービスの実際

1 資料製作

①「墨字新刊案内(活字図書情報)」の発行

リクエスト制度の採用

平成2年5月よりテープ版を毎月発行

平成4年5月よりテープ版を奇数月に発行

平成23年5月よりデジ版を発行

②資料の部分点訳・録音

③「点字文庫だより(完成図書案内)」の発行

平成4年4月より点字版・テープ版を偶数月に発行

平成23年4月よりデジ版を発行

平成26年6月より活字版を発行

④録音雑誌の広告を含めての完全録音

平成7年より開始

⑤カセットテープのデジ化

平成18年より開始

2 資料貸出・相互貸借

①貸出点数

5 行事

①夏休み親子点字体験教室・夏休み親子音訳体験教室の開催

平成25年より毎年実施

②「触れて感じる図書館の魅力」の開催

平成27年・28年に実施

③デジ再生機の取り扱い説明

プレクストークワンポイントアドバイス(6回)

II 視覚障害職員としての仕事

1 障害者職員への配慮

①PCへの音声ソフトの導入

利用者系1台・ダウンロード系1台・業務系1台

来年1月更新予定

②点字文庫システムの運用における配慮

平成22年4月運用開始

来年1月に更新予定

③図書館h pで専用ページを開設

平成25年1月運用開始

来年1月に更新予定

2 視覚障害職員に求められること

①できることは積極的に、できないことは援助を求める

②情報の共有化が不可欠

共通理解から継続的なサービスへ

③共に働くことによる職員の意識改革

④利用者や協力者の信頼を得る

⑤次期職員採用に向けて

【報告】

オーテピア高知声と点字の図書館の紹介

～図書館は読書のセーフティーネット！？ オーテピアの点字図書館・公共図書館の連携について～



坂本康久（オーテピア高知声と点字の図書館館長）

2018年7月に高知市内にオープンしたオーテピアでは、オーテピア高知図書館（以下「高知図書館」）、オーテピア高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」）が協力・連携し、県内の読書が困難な人の読書環境の向上に向け取り組みを進めてきた。今回、オーテピアにおける、読書困難者へのサービス（以下「読書バリアフリーサービス」）の取り組みについて報告する。

1 オーテピアの施設概要

オーテピアは、高知県（以下「県」）と高知市（以下「市」）

が合同で施設整備を行い、高知図書館、声と点字の図書館、高知みらい科学館（以下「みらい科学館」）の3施設を併設する複合施設である。

運営主体は、高知図書館は高知県立図書館（以下「県立図書館」）・高知市立市民図書館本館（以下「市立図書館」）の共同運営、声と点字の図書館・みらい科学館は両館とも運営は市が行い、運営経費の半分を県が負担することとし、オーテピアは高知のすべての人にサービスを提供する施設として運営されている。

2 役割分担、連携について

オーテピアでは、図書館機能において県立・市立・点字の各図書館が併設されるため、障害者サービスを実際にどうやって行うかがひとつの課題となった。そこで開館の4年前（2015年）に県立・市立・点字図書館でオーテピアでの障害者サービスについて、実務者レベルでの検討を行った。

（1）実務者検討会について

この検討会での大きな収穫は、サービスの前提となる理念や方針について共通認識（①、②）を得られたことであった。

① 県内の視覚障害、高齢、病気その他の障害等で読書が困難な人の読書・情報環境の充実を目的とする。

② そのために、高知図書館と声と点字の図書館併設のメリットを活かせるよう、相互に補完・連携・協力し、オーテピア全体で、効率的・効果的にサービスを提供できる仕組みを構築

両館でこのことを共有できたことにより、その後の協議を円滑に進めることができた。協議の結果、基本的に所蔵資料により高知図書館と声と点字の図書館で役割分担をすることとした。

○声と点字の図書館

所蔵資料：点字図書、録音図書、マルチメディアデジタル図書等の著作権法により利用者が限定されるバリアフリー図書

サービス：前記資料に関するサービス

○高知図書館

所蔵資料：大活字本、LLブック、布の絵本、さわる絵本等の利用制限のないバリアフリー図書

（県立所蔵の録音図書等は声と点字の図書館へ移管）

サービス：前記資料に関するサービス及び一般資料の利用に係る障害者サービス

○連携・協力

・読書困難者サービス利用登録は両館共通様式を使用し、両館で登録（情報共有）

- ・対面音訳サービスは共同で実施
- ・PR, 出前講座, 出前図書館等を共同で実施 など

3 オーテピア読書バリアフリーサービスについて

(1) 課題の明確化

サービスを実施するにあたって、現状の課題を明確にした。

- ・県内には視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で読書が困難な人は数万人規模で存在する。
- ・しかし、ほとんどの人は、録音図書等のバリアフリー図書の存在すら知らず読書をあきらめている。
- ・録音図書等の利用対象者は大幅に拡大されたが、デジタイズ図書再生機は高額で助成制度があるのは重度視覚障害者のみ。デジタイズ図書再生機の個人購入は期待できない。
- ・県内で読書バリアフリーサービスを実施しているのはオーテピアのみ。多くの人が遠方、障害等で来館困難

(2) オーテピアでの新たな取組

課題解決に向けオーテピアでは、新たに次の取組みを開始した。

① 広報・PR

開館にあわせ、テレビ、ラジオ、案内パンフレット、新聞広告などで県内全域に「オーテピア」の広報を行った。福祉施設、特別支援学校、眼科医療機関には全館広報のほか読書バリアフリーサービスリーフレットを作成し追加配布を行った。

また、来館者に様々なバリアフリー図書やサービスがあることを知ってもらうために、声と点字の図書館は、誰もが気軽に入れるように1階エントランスホール正面に配置し、各種バリアフリー図書や視覚障害者用福祉機器を展示、体験できるようにした。2階・3階に配置した高知図書館にも2階入口付近にバリアフリー資料コーナー（大活字、LLブック、布の絵本）や、パソコン入力補助装置などの障害者情報支援機器コーナーを設置した。

② デジタイズ図書再生機貸出

デジタイズ図書を利用するための機器（デジタイズ図書再生機・アンドロイドタブレット・iPad）を購入し、長期貸出サービスを開始した。

③ アウトリーチサービスの拡大

- ・電話、ファックス、メールで利用登録可
- ・訪問しての再生機貸出、操作指導
- ・視覚障害者以外の来館困難者デジタイズ図書デー

タ（USBメモリ）郵送サービス（普通郵便で送付。切手を貼付した返却用封筒同封）

- ・特別支援学校、福祉施設、医療機関、市町村図書館へのバリアフリー図書や再生機のセット貸出

以上の取組を行い開館年度は読書困難者の利用登録は前年度19人（視覚障害のみ）から85人（視覚障害者47人 視覚障害以外38人）と増加した。しかし、今もほとんどの人が、バリアフリー図書やサービスの存在を知らない状況にある。

著作権法の改正、読書バリアフリー法の制定など、わが国においても、書籍等の活字メディアへのアクセスが困難な人への読書・情報環境の整備について、一定法的な位置づけが行われ、今後、国や地方自治体、出版社やICT関係事業者等による取組みの推進を期待するところである。しかし、現状は録音図書等は商品として販売されておらず、図書館、点字図書館を通じてしか利用できない。ゆえに図書館、点字図書館は、地域住民の「読書のセーフティーネット」としての役割を担う責務があると考えられる。今後、全国の図書館、点字図書館が読書バリアフリーサービスを積極的に展開することにより、潜在化している読書困難者やニーズを顕在化させることで、出版社の参入など読書バリアフリー社会の推進に貢献できるのではないかと考える。

【報告】

田原市図書館の障害者サービス（にじいろサービス）について

高柳有理子（田原市中央図書館、日本図書館協会認定司書1111号）

0. はじめに

にじいろサービスとは、田原市図書館のハンディキャップサービスの名称である。当館スタッフは略して「にじ」と呼ぶ。命名時にはまだ、LGBTという言葉は、それほど一般的に知られる言葉ではなかったが、当館の「にじいろ」という言葉にも、いろいろな人が使えるように・必要な人みんなに届くように、という思いが込められた命名である。

名称変更のきっかけは、ある肢体不自由な利用者である。その方は、郵送貸出の対象者で、希望される資料に

ついて電話連絡をくれるのだが、電話に出たスタッフにいきなり話し出すために、最初に「ハンディキャップサービスの担当者をお願いします。」と言ってもらう事になっていた。障がいを持つ方自らに、ハンディキャップという言葉を言わせてしまう事に抵抗を感じたスタッフが、名称変更の提案をした。館内で名称募集をして、最終的には担当者グループ内での話し合いで「にじいろサービス」に決まった。図書館事業年報『田原市の図書館』を確認すると、平成27年3月に「ハンディキャップサービス」から「にじいろサービス」に名称変更されたと記録されている。

サービスの事例報告をする前に、田原市図書館の職員構成について説明しておきたい。当館の職員全体のうち、正規職員がおおよそ3分の1、嘱託職員（嘱託司書）がおおよそ3分の2をしめる。当館の嘱託職員の応募条件には、司書有資格が必須となっている（2019年3月現在）。

I. 田原市図書館のハンディキャップサービスについて

2019年の現時点では、当館のハンディキャップサービスは中央図書館を中心に行われている。この担当の従来の業務内容は、音訳ボランティア養成講座（以下、音訳講座と略する）の運営が主であった。音訳講座は2002年の田原町図書館（当時）開館の翌年（2003年）から開講され、現在まで継続している。この音訳講座に関しては後述する。

当館では、開館当初より業務担当はチーム制をとる。ハンディキャップサービス担当者は、正規職員1名・嘱託職員1名の2名で、担当者も固定していた。このサービスのベテランである嘱託職員の退職に伴い、担当者の交替が頻繁に起こるようになった。ある時期、採用された嘱託職員が図書館のハンディキャップサービスに詳しくなかった事と、地域のボランティア活動に積極的に参加した経験のある嘱託職員がそれぞれ、このチームの担当になった事が、音訳講座の運営に留まらない現在の活動にいたる原動力につながった。この時のチームメンバーは、先進事例を持つ図書館や特別支援学校への視察、専門研修の受講（予算申請含む）など、ハンディキャップサービスに必要な知識を自身が深めるとともに、必要機材の購入、図書館開架スペースの棚作り準備、館内スタッフへのハンディキャップサービスの説明などを行い、本格的にサービスを開始できる体制を整えていた。

2015年（平成27年）には担当者数が5名（正規1名・嘱託4名）と、ほぼ倍増される（報告者も、この時より

担当となった）。「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」という大きなチャンスにのり、サービス展開に力を注ぐ形となった。2017年6月には、中央図書館開架スペースに、ハンディキャップ用資料を中心に構成する「にじいろコーナー」を設置する事ができた。しかし、担当チームの構成変更により、この勢いは一過性のものとなる。2016年度には正規1名（図書館勤務経験なし）・嘱託4名の計5名。2017年度には再任用1名（図書館勤務経験なし）・嘱託2名の計3名とされ、この年度は音訳講座の運営だけで手一杯となる。2018年度には正規1名・再任用1名（前述とは別の方、図書館勤務経験なし）・嘱託2名の計4名。2019年度はメンバー交替なしの4名で、今年度は少し落ち着いて業務にあたれるようになった。

具体的な業務内容は下記のとおりで、特徴のあるサービスは、特にはしていないと思われる。

● 日常業務

- ・相互貸借
 - サピエ図書館を利用
- ・登録利用者への貸出・返却（郵送貸出が主）
 - 来館される登録利用者は2～3名程度
- ・新規登録
 - 毎年度2～3名程度の新規登録がある。
 - 居住地は問わないが、郵送料が発生するものは市内在住・在勤が対象。
 - 新規登録の希望を受けた場合には、担当者に対応
- ・対面朗読
 - 希望があり、2018年度後半より開始。
 - 週1回1時間程度、利用者の事情による休回あり
 - 内容：レファレンス／レフェラルサービスのなもの
 - ピアカウンセリング？なもの（場合による）
 - 楽譜の代読（電子キーボードを使用）
 - 希望資料を図書館スタッフが代読
- ・「にじいろコーナー」の管理
 - 構成資料は下記のとおり。
 - DAISY（自館作成／購入）
 - マルチメディアDAISY（伊藤忠記念財団ご寄贈）
 - LLブック
 - 大きな文字の青い鳥文庫
 - など。出版情報はできるだけキャッチするように心がけている

● 図書館外への周知など

- ・「まち＊ほん田原市生涯読書推進計画」掲載

- ・田原市「福祉の手引き」掲載
田原市議会でも質疑にあげられる場合あり
 - ・移動図書館「いずみ号」「やしの実号」にハンディキャップ用資料を一部、搭載して貸出に対応
 - ・職場体験
 - ・特別支援学級教師
 - ・市内フリースクール
- ※実施のもの、計画段階のものが混在

●主催イベント「手話のお話し会」

2017年が初回、年1回継続開催

II. 音訳ボランティア養成講座について

当館では、音訳の専門家である講師に指導をいただき、音訳ボランティア養成講座を開講している。音訳ボランティア養成講座は、毎年、実践講座を、隔年で初級講座を開講する。1年間の初級講座修了後は、有志ボランティア団体「サニー・スポット」への参加を確認（任意）し、当館の音訳ボランティアとして活動していただく形をとっている。

別枠の実践講座では、個別指導の元で録音図書（DAISY）の制作をする。各自に1冊、司書が選んだ本を渡し、各自のペースにより進む。出来上がった録音図書は当館蔵書のほか、国立国会図書館にも音声データを送付する。

難点は、家庭の事情やご自身の健康や仕事の関係で、音訳者としての活動が続けられなくなることで当館でも何名かいらっちゃった。反面、ご自身の高齢化による声質変化のために音訳そのものはしないが、校正を専門に活動して下さる方もいる。

音訳ボランティアさんの意見を伺って、より良い講座運営などにつなげたいと思い「意見交換会」をするようになった。初回は2014年でその後、年1回開催している。

ボランティアのニーズを解決しきれないままである事や、図書館スタッフの毎年の交替が不信感を与える事が浮き彫りになった。お互いの声が聞ける機会であり、なんらかの改善につなげられるチャンスなので、今後も継続して開催したい。

●今後の展望(個人的希望)：

図書館側の事情で、読むことに障がいのある人への資料

提供の機会を失ってはならないし、レベルの継続性も必要だ。過去の苦い経験からマニュアル化や記録に残してチームの経験知とするようにしているが、属人的な面もある事は否定できない。

図書館のスタッフは利用者や周囲の協力者に育ててもらっている面もある。「図書館サービス」という括りの元で、やってみないとわからない事は、たくさんある。すべての人が、協力者であるという思いを持ち、今後もこのサービスを続けていきたい。